

評 議 員 選 任 規 則

一般社団法人日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会

2013年 4月 1日評議員会決議

2013年 9月18日改定

2016年10月 5日改定

一般社団法人日本乳房オンコプラスチックサージャリー学会定款第23条第6項に基づき、評議員選任規則を次のように定める。

第1条 この規則は、当法人の評議員の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 評議員の選任に際しては、次の事項を選任基準（以下「評議員選任基準」という。）として考慮する。

- (1) 原則として、引続き5年以上本学会に在籍する正会員であること。
- (2) 選任される年の7月31日の時点で満64歳に達するものは評議員候補となることができない。
- (3) 申請の時点で医師免許取得後10年以上であること。
- (4) 乳房オンコプラスチックサージャリーに関する十分な業績・実績のあること。
（新規選任候補者にあつては、選任申請の直前の5年間の業績・実績を必要とする。）
- (5) 再任候補者にあつては、正当な理由なく連続して3回以上定時評議員会を欠席した者でないこと（本号の適用においては、委任状による出席は、出席に含めない。）。

第3条 評議員候補者は、評議員の選任がされる定時会員総会の開催される年の1月10日までに、理事長宛の評議員選任基準審査申請書、評議員による推薦状、業績録及び別刷（又は複写）を定款・規約委員会に提出して、評議員選任候補者の提案の申出をしなければならない。ただし、再任候補者については、推薦状、業績録及び別刷を提出することを要せず、また、申請書は、当該定時会員総会の開催に係る理事会の3日前までに提出すれば足りる。

- 2 理事長は、すべての評議員候補者について、評議員選任基準の審査結果を報告した上、その報告につき理事会及び評議員会の承認を経て、その氏名を会員に公示する。評議員選任基準に適合しない者については、必要に応じ、その審査結果を会員に公示し、又は当該評議員候補者に開示する。

第4条 評議員候補者は、評議員の選任がされる定時会員総会において出席者の過半数の賛成により評議員に選任される。

- 2 過半数の賛成を得た者を合計すると評議員の数が200名を超えることになるときは、賛成数の多い者から順に200名に達するまでの者をもって評議員に選任されたものとする。

附 則

- 1 この規則は、決議の時から施行する。
- 2 第2条第1項及び第3条第1項の規定は、平成26年までの定時会員総会において選任される評議員については、適用しない。
- 3 第2条(1)の規定は平成29年までの定時会員総会において選任される評議員については、適用しない。
- 4 この規則は、評議員会の決議により改正することができる。